

# 防火対象物点検報告は

防災管理点検報告  
もできます！

# 共同

で報告することができます

防火対象物点検とは、一定規模以上のビルにおいて、その所有者、テナントなどの個々の管理権原者がそれぞれ所管する部分を防火対象物点検資格者に年1回点検させ、その結果を消防署長あてに報告するものです。全管理権原者の点検結果がすべて良好であれば、そのビルには、「**防火基準点検済証(防火セーフティマーク)**」を表示することができます。

しかし、個々の管理権原者がばらばらに報告すると、全体把握が困難で、「防火基準点検済証」を表示するために、時間と労力が必要です。

そこで、その不便さを解消し、ビル全体の防火対象物の状況を正しく把握するとともに、ビル全体の防火安全性の向上を目的として、所有者が各テナントに係る防火対象物点検の結果を取りまとめ、**共同報告**が可能な制度が設けられています。



## 名古屋市中消防署

# 共同報告の方法

## 「共同報告」について

- 1 条件  
同一の点検者が同一時期に行った点検であること。
- 2 その他留意事項
  - (1) 報告書及び点検票は、1通に取りまとめて報告できますが、共同報告をする全ての「**管理権原者管理表**」の添付をする必要があります。
  - (2) 点検票の不備事項について、改善計画を示した時又は改善された時には、管理権原者ごとに「**防火対象物点検改善計画（完了）報告書**」を提出してください。



## 「一括共同報告」について

- 1 条件  
防火対象物の全ての管理権原者が一括共同報告について同意し、共同防火管理協議事項に点検及び報告日、点検報告義務者の責務並びに報告書の保存等が追記されていること。（あらかじめ、「共同防火管理協議事項変更届」の提出が必要となります。）
- 2 その他留意事項
  - (1) 特例認定を受けた管理権原者についても「**管理権原者管理表**」の提出は必要です。（記載方法等については、QRコード内をご確認ください。）
  - (2) 防火対象物点検報告書に「**テナント一覧表**」を添付してください。



「管理権原者管理表」など共同報告に必要な様式については、こちらのQRコード内のサイトからダウンロードできます。



名古屋市中消防署

お気軽にお電話ください。  
☎052-231-0119  
中消防署ホームページでは防火・防災に役立つ情報を発信しています。

